

# 第5章 地震災害予防計画

## 第1節 基本方針

第1項 基本方針

第2項 地震防災緊急事業整備計画

### 第1項 基本方針

#### 《 基本方針 》

防災関係機関は、一般災害対策編 第2章 各節に定めるもののほか、特に、本章に定める事項に留意して地震災害予防のための事業を検討する。

震災対策の効果を発揮するためには、長期的な防災対策の目標(防災ビジョン)に基づき、地震に強い市域土を整備するための事業を推進していく必要がある。具体的には、都市・地域の防災構造化、建築物、各種ライフライン施設の耐震化・安全化を進めるとともに、各機関毎に、地震発生時の初動体制を整備し、被災施設等の早期復旧や被害の拡大防止を実施できるようにしておくことが重要である。

また、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、さまざまな対策を組み合わせることによって、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるような観点から災害に備える、「減災」の考え方を防災の基本方針とする。

#### 1. 人命損失防止対策の重点的推進

地震災害時には、第1編「総則」第3章「災害の想定」で示したような種々の人命損失危険が存在する。このような人命損失を除去・軽減するための災害予防対策を重視する。とりわけ、建物（被害）に対する対策及び地震津波防災上の必要な教育及び広報の推進を重視する。

#### 2. 重度の生活障害防止対策の推進

激甚な地震災害では重度の生活障害が広範囲に発生する。それを除去・軽減するための災害予防対策を推進する。

#### 《 地震による人命危険および重度の生活障害 》

危険等	内容
人命危険	<ul style="list-style-type: none"><li>・倒壊家屋の下敷き・生き埋めによる人命危険</li><li>・転倒落下家具による人命危険</li><li>・ブロック塀等の倒壊による人命危険</li><li>・地震時火災による焼死危険</li><li>・地震時土砂災害による（生き埋め）人命危険</li><li>・高齢者等の生活環境の悪化に伴う二次的人命危険</li><li>・重症患者・重い持病のある人のライフラインの損壊や適切な診療機会の喪失に伴う人命危険</li></ul>

重度の生活障害 (生活の長期制約)	・重傷に伴う生活障害 ・長期の避難所生活 ・長期の応急仮設住宅生活 ・長期にわたる生活再建の困難 ・ライフライン（水・電力・ガス・道路）の長期機能停止・低下に伴う寝食住および交通（通勤・通学・営業等）の長期制約 ・その他の生活上の重度な制約（例：葬儀，医療，教育，ごみ・し尿処理などの重度な制約）
----------------------	---

### 3. 防災的な土地利用の推進

災害から住民の生命・財産を守るため、県の実施した防災アセスメントの結果をもとに災害の発生する危険性が高い土地についての情報を的確に住民に伝え、住民と行政が協力して安全な土地利用を推進する。

- (1) 県の実施した防災アセスメントの結果及び活断層調査結果等を参考に、より精度の高い災害に関する情報の収集・整理に努め、住民や行政が利用できる災害危険情報を整備する。
- (2) 災害の危険性の高い地域については、情報提供や現行法に基づく規制制度等を活用して安全な土地利用を指導・誘導する。

### 4. 防災基幹施設の防災対策の推進

阪神・淡路大震災、東日本大震災では、市役所、避難所、病院、警察署、消防署、消防水利、道路等防災上重要な施設が大きな被害を受け、防災活動に大きな支障をきたしたことに配慮し、防災基幹施設の防災対策を重視する。この場合、防災アセスメント結果等を参考に、市の危険度、防災基幹施設の重要度等を考慮し、防災対策を推進する。

### 5. 防災力の向上

大規模災害時には防災関係機関だけでは対応できないことから、防災関係機関における防災力の向上のほか、住民、自主防災組織、事業所等の防災力の向上を推進する。

### 6. 効果的な応急対策のための事前対策の推進

地震災害時に効果的に応急対策活動を実施するため、平常時から必要な事前対策を推進する。

## 第 2 項 地震防災緊急事業整備計画

### 《 基本方針 》

地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を促進するため、「地震防災対策特別措置法（平成 18 年改正 法律第 85 号）」に基づく地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業を推進する。

## 第 2 節 防災基盤の強化

第 1 項 都市構造の防災化

第 2 項 施設・構造物等の安全化

### 第 1 項 都市構造の防災化

#### 《 基本方針 》

市は、避難路、避難地、延焼遮断帯並びに防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川等骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、防災に配慮した土地利用への誘導等により、地震に強い都市構造の形成を図る。

市及び施設管理者は、高層ビル及び駅等不特定多数の者が利用する都市施設の地震発生時における重要性をかんがみ、これら施設における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備を推進する。

#### 《 計画目標 》

##### 1. 建築物不燃化の推進

大規模な地震発生時における対策は、本項の定める他、一般災害対策編 第 2 章 第 5 節「都市防災計画」第 2 章 第 6 節「建築物及び文化財等災害予防計画」に準ずる。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

##### (1) 計画方針

都市計画法により防火、準防火地域を設定するとともに、建築基準法第 22 条に基づき屋根の不燃化及び外壁の延焼防止対策等を行う地域の指定を行い、都市の防災対策を推進する。

##### (2) 対策

##### 1) 防火、準防火地域の指定

商業地域及び近隣商業地域等については、防火地域または準防火地域を定めるものとし、容積率 500%以上の商業地域については原則として防火地域を定める。

##### 2) 建築基準法第 22 条に基づく指定区域の設定

用途地域のうち、防火地域及び準防火地域に定められた地域以外の所を、建築基準法第 22 条に基づき屋根の不燃化等を行う地域として指定する。

##### 3) 公営住宅の不燃化推進

既存の木造及び簡易耐火構造の住宅は、地域性、老朽度等を考慮し、市営木造及び簡易耐火構造の住宅についても、建替えによる住宅不燃化の推進を図るよう指導する。また、2 方向避難の困難な既設住宅については、防災改修等の改善を進めるとともに、新築住宅についても、不燃建築物とオープンスペースの一体的整備により防災空間の創出に努める。

## 2. 防災空間の確保、整備、拡大

大規模な地震発生時における対策は、本項の定める他、一般災害対策編 第2章 第5節「都市防災計画」第3項「公園・緑地整備計画」に準ずる。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

### (1) 計画方針

都市公園の整備を進め、避難地の確保、火災の延焼防止、救護活動の円滑な実施を図る。

### (2) 都市公園の整備

災害時における避難地あるいは防火帯、応援隊集結地・野営地、ごみ・がれきの仮置場、ヘリコプター臨時発着場、応急仮設住宅建設地、災害用仮設トイレ設置場所等としての機能を有する都市公園の整備について、社会資本整備重点計画に基づき、積極的に推進する。

## 3. 避難地等の整備

市は、震災時に住民を安全に避難させるため、広域避難地、避難路を、次の事項に留意して選定、整備し、住民に周知する他、一般災害対策編 第2章 第5節「都市防災計画」第3項「公園・緑地整備計画」に準ずる。

### (1) 広域避難地等の選定

市街地を要避難地域及び非焼失地域に区分し、広域避難地は非焼失地域内で選定する。

要避難地域、非焼失地域、広域避難地及び火災に対する避難圏域の選定基準は、次のとおりである。

#### 1) 要避難地域

ア. 木造建物の建ぺい率がおおむね 10%を越える街区が連続した市街地で、その面積が広域に及び、火災時に、住民が組織的、計画的に避難する必要がある地域。

イ. 浸水、山崩れ及び地すべり等の被害が生ずるおそれのある地域。

#### 1) 非焼失地域

要避難地域以外の地域。

#### 2) 広域避難地

ア. 火災の延焼によって生じる輻射熱、熱気流等に対し、避難者の安全を確保できる。特に周辺市街地の火災による輻射熱を考慮して算出した安全面積が、おおむね 10ha 以上である。ただし、10ha 未満のものであっても、周辺地域に耐火構造物が存在し、火災に対し有効な遮蔽が出来る場合は選定することができる。

イ. 危険物、大量可燃物等の災害の発生要因及び拡大要因となるものが存在しないこと。

ウ. 浸水等の危険のないこと。

エ. 避難者が安全に到達できる避難路と連絡されている。

オ. 一定期間の、避難者の応急救護活動が実施できる。

#### 3) 火災に対する避難圏域（広域避難地等に避難する住民の居住地域の範囲）

ア. 広域避難地等収容可能人口は、避難者 1 人あたりの必要面積をおおむね 1 m<sup>2</sup>以上として算定する。

イ. 火災に対する避難圏域の境界は、原則として町丁単位とするが、町丁区画が細分化されていないような場合は、道路、河川、鉄道等を境界とする。

ウ. 広域避難地等収容可能人口が不足するため、住民等が最短距離にある広域避難地等に避難することができない場合は、歩行距離の増分が極端に増加しないよう留意するものとし、各町丁から広域避難地等までの歩行負担がなるべく均等になるようにする。

エ. 火災に対する避難圏域は、夜間人口により定めるが、昼間人口が増加する地域では避難地等収容可能人口に余裕をもたせるものとする。

(2) 避難路の選定

広域避難地等へ避難するための避難路は、次の基準により選定する。

- 1) 沿道に耐火建築物が多いこと。
- 2) 落下物、倒壊物等による危険または避難障害のおそれが少ないこと。
- 3) 広域避難地等の周辺では、出来るだけ進入避難路を多くとること。
- 4) 自動車の交通量が比較的小さいこと。
- 5) 危険物施設等に係る火災、爆発などの危険性が少ないこと。
- 6) 耐震性貯水槽等の防火水槽及び自然水利の確保が比較的容易であること。
- 7) 浸水により通行不能になるおそれがないこと。
- 8) 通行障害発生時の代替道路のことも考慮すること。

(3) 広域避難地等の整備

1) 避難地標識等

避難誘導を円滑に行うため、避難地周辺に避難地標識を設置するとともに、避難地を遠方から確認できるよう、市街地の状況に応じ必要な広域避難地についてランド・マークを設置する。

2) 給水施設

広域避難地における給水活動を円滑に行うため、次の措置を講ずる。

- ア. 広域避難地内または周辺の公共施設、ビルの受水槽の活用について、管理者等と協議する。
- イ. 必要に応じ大型耐震性貯水槽の設置を検討する。

3) 応急救護所等

広域避難地における災害応急対策活動が円滑に実施出来るよう、広域避難地内部の整地、公用用地としての取得に努めるとともに、医療救護、給水、給食、情報連絡等の拠点となる施設及び放送施設を整備する。

4) 進入口

進入口が不足しているため、避難群集が滞留するおそれのある広域避難地について、進入口の拡幅、増設を行う。

(4) 避難路の安全確保

市及び関係機関は、次により広域避難地等への安全確保を図る。

1) 火災に対する安全性の強化

- ア. 避難路の沿道は、避難者を市街地大火から守るために、有効な耐火建築物の整備を促進する。
- イ. 必要な箇所に貯水槽等の消防水利施設その他避難者の安全のために必要な施設を配備する

2) 主要道路における施設等の整備

主要道路については、地震発生後、一般車両の通行を禁止する措置をとる場合に必要な施設等を整備する。

3) 危険物施設等に係る防災措置

ア. 危険物施設等

避難路沿いの危険物施設、高圧ガス施設等の安全促進の指導を強化する。

イ. 上水道施設

避難路に埋設されている配水施設等の事故未然防止のため、主要道路の巡回点検を強化するとともに、必要な配水本管等の取替え及び防護を実施する。

ウ. 電力施設

避難路の安全を確保するため次の措置を講じる。

a. 設備強化

- ① 避難路に設置する支持物には、コンクリート柱を使用する。
- ② 電線の混触による短絡断線防止策として、絶縁電線を使用する。
- ③ 柱上変圧器の落下防止策として、強度向上を図った工法を採用するとともに、開閉器については、高信頼度の真空中開閉器を使用する。

b. 設備管理

避難路の設備の維持管理強化を図るため、配電設備を中心とした関連設備の巡回点検を強化する。

4) ガス施設

避難路に埋設されているガス施設による災害を未然に防止するため、主要路線の巡回点検を強化するとともに、必要な本管の取替え及び防護を実施する。

5) その他の占用物件

避難路に係るその他の占用物件については、巡回点検を強化するとともに、震災時における危険性、当該物件の公共性を勘案して、必要に応じて除去等の措置を講ずる。

## 第2項 施設・構造物等の安全化

### 《 基本方針 》

施設管理者は、応急対策上重要な不特定多数の者が使用する施設について、特に、耐震性の確保に配慮する。

### 《 計画目標 》

#### 1. 方針

市は、所管施設について、災害時に被害の発生が予想される箇所に対する点検整備を強化するとともに、耐震性、耐火性を維持できるよう配慮する。特に以下の建築物については、耐震診断・改修を促進する。

(1) 新耐震基準適用以前に建築された既存不適格建築物

- 1) 防災拠点建築物
- 2) 災害時要援護者の安全確保に必要な建築物
- 3) 不特定かつ多数の者が利用する建築物

(2) 新耐震性基準以降に建築された建築物

- 1) 防災拠点建築物
- 2) 災害時要援護者の安全確保に必要な建築物
- 3) 不特定かつ多数の者が利用する建築物

#### 2. 建築物等の耐震性の確保

市は、各種建築物の耐震性の向上を図るため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」等による耐震診断・改修の促進をはじめとする施策を積極的に実施する。

(1) 既存建築物の耐震性の向上の促進

1) 一般建築物等災害予防対策

一般建築物等災害予防対策については、一般災害対策編 第2章 第6節「建築物災害予防計画」第1項「一般建築物等災害予防対策」に準ずる。

2) 公共施設等災害予防対策

公共施設等災害予防対策については、一般災害対策編 第2章 第6節「建築物災害予防計画」第2項「公共施設等災害予防対策」に準ずる。

3) 教育施設等災害予防対策

教育施設等災害予防対策については、一般災害対策編 第2章 第6節「建築物災害予防計画」第3項「教育施設等災害予防対策」に準ずる。

- (2) 市は、所管施設のうちから、災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等を考慮し、防災上重要建築物の指定を検討する。

### 3. 土砂災害防止施設等の整備

地震に伴って発生する土砂災害を予防するため、土砂災害防止施設等を整備する。

1968年十勝沖地震、1974年伊豆半島沖地震、1978年伊豆大島近海地震、1978年宮城県沖地震、1984年長野県西部地震、1995年阪神・淡路大震災、2004年新潟県中越地震、2011年東日本大震災等の地震では、地震に伴う山崩れ、がけ崩れ、宅地造成地の崩壊などの土砂災害により、大きな人的・物的被害を出している。

そのため、市、県及び関係機関は、地震による土砂災害を未然に防止するため、危険箇所の実態を調査し、危険な箇所における災害防止策を実施するとともに、必要な指定等を行う。また、県が作成し配布された土砂災害危険箇所マップを土砂災害防止計画の参考とする。

(1) 急傾斜地崩壊対策

急傾斜地崩壊対策については、一般災害対策編 第2章 第3節「土砂災害防止計画」第1項「急傾斜地・地すべり崩壊対策」に準ずる。

(2) 地すべり対策

地すべり対策については、一般災害対策編 第2章 第3節「土砂災害防止計画」第1項「急傾斜地・地すべり崩壊対策」に準ずる。

(3) 土石流対策

土石流対策については、一般災害対策編 第2章 第3節「土砂災害防止計画」第2項「土石流災害対策」に準ずる。

(4) 山地災害対策

山地災害対策については、一般災害対策編 第2章 第3節「土砂災害防止計画」第3項「山地災害対策」に準ずる。

### 4. 河川の安全対策

地震の発生に際して河川水位の上昇等が予想されるため、河川施設の被害を想定し、一般災害対策編 第2章 第2節「治山治水計画」第1項「河川対策」に準ずるとともに重要度・緊急度の高いものから耐震化工事を進めるものとする。

### 5. 交通施設の安全対策

道路、鉄道等の管理者は、災害を防止するため所管する施設等の実態を把握し、災害時においても絶えず正常な機能の状態が維持できるよう施設等の整備等を行う。

(1) 道路の整備

震災時における道路機能の確保のため、所管道路について、法面等危険箇所調査を実施し、補修等対策工事の必要箇所を指定して、道路の整備を推進する。

(2) 橋梁の整備

震災時における橋梁機能の確保のため、所管橋梁について、耐震点検調査を実施し、対策

工事の必要箇所を指定して、必要に応じて橋梁の補修、耐震補強及び架換を行う。

- (3) 西日本高速道路株式会社
  - 1) 橋梁の落橋防止構造としては、「支承の移動制限装置」「支承からの縁端距離確保」「桁間連結装置」等があるが、これが確保されていない橋梁については、「支承からの縁端距離確保」を手始めに、落橋防止の措置を行うものとする。
  - 2) 橋脚、盛土部、平面部などの道路のき裂、土留擁壁の部分的損傷があり得るので、必要な予防措置を講ずる。
  - 3) 震災時に備え、常時、次の各号を骨子とする広報活動、その他の周知措置を講ずる。
    - ア. 運転者は、地震発生に際しても冷静に行動し、事故防止のため早急に減速停止するなど安全確保の措置をとる。
    - イ. 震災時、計測震度が4.5以上の場合は「通行止」、4.0～4.5未満の場合は「速度規制」を行なうこと。また、3.5以上4.0未満の場合は「走行注意」の情報板表示を行う。
    - ウ. 状況把握点検、応急復旧点検を実施する。以後の運行については、道路管理者が施設の安全を確認した後に出す指示に従う。
    - エ. 道路啓開用資機材の整備  
事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、震災時の緊急輸送路としての機能を確保できるよう、レッカー車、クレーン車、工作車等の道路啓開用資機材の分散配備、増強に努める。
- (4) 鉄道施設
  - 1) 施設設備の耐震性確保
    - ア. 九州旅客鉄道株式会社  
建造物の設計は、建造物設計基準規程等により、耐震性を確保する。
    - イ. 西日本鉄道株式会社  
建造物の設計は、土木学会の基準等により、耐震性を確保する。
  - 2) 鉄道施設の安全対策については、上記の他、一般災害対策編 第2章 第10節「交通施設 害予防計画」第4項「鉄道施設」に準ずる。

## 6. ライフライン施設の安全対策

電気、ガスは日常生活及び産業活動上欠くことのできないものであり、万一、災害によりこれらの施設設備が被害を受けた場合、その供給は緊急性を要するため、電気、ガス事業者はこれらの供給を円滑に実施するための措置を講ずる。

- (1) 電気施設の安全対策（九州電力株式会社）

電気施設の安全対策については、一般災害対策編 第2章 第8節「公益事業等施設災害 予防計画」第1項「電気施設災害予防対策」に準ずる。
- (2) ガス施設の安全対策（筑紫ガス株式会社）

ガス施設の安全対策については、一般災害対策編 第2章 第8節「公益事業等施設災害 予防計画」第2項「ガス施設災害予防対策」に準ずる。
- (3) 国内通信施設の安全対策（西日本電信電話株式会社）

国内通信施設の安全対策については、一般災害対策編 第2章 第8節「公益事業等施設 災害予防計画」第3項「通信施設災害予防対策」に準ずる。
- (4) 上水道施設の安全対策
  - 1) 計画方針  
地震災害による水道の被害を最小限にとどめ、速やかに水の供給を確保するため、給水体制の整備並びに施設の整備増強を推進する。

2) 対策

上水道施設の安全対策については、一般災害対策編 第2章第9節「上水道、下水道施設災害予防計画」第1項「上水道、下水道施設災害予防計画」に準ずる。

(5) 下水道施設の安全対策

1) 計画方針

急激に進む市街化に対応し、浸水災害等の被害を防止するため、雨水、汚水の迅速な排除が行えるよう、また、市街地の環境整備及び公共用水域の水質汚濁を防止するため、下水道管理者（市）は、下水道施設の設計及び施工にあたっては耐震対策を講じ、施設の整備増強を図る。

2) 対策

ア. 耐震性の強化

既設の下水道施設については耐震性能調査を行い、老朽管等については、必要に応じて補強、布設替、改築工事を推進する。

イ. 動力源の確保

地震時においては、停電等による二次的災害を考慮して、最小限として排水機能を確保するために、自家発電設備をはじめとした動力源が必要であるため、電源の二重化、自動化設備のバックアップなどの対策を図る。

## 7. 高層建築物の安全化対策

市内には、高層建築物が 31 棟存在する。高層建築物の安全対策については、一般災害対策編 第2章 第7節「中高層建築物災害予防計画」第1項「中高層建築物災害予防計画」準じ、実施する。

## 8. 文化財災害予防対策

市は、文化財を災害から保護するため、防災意識の高揚、防災施設の整備を図る。

(1) 文化財災害予防対策の安全対策

文化財災害予防対策の安全対策については、一般災害対策編 第2章 第6節「建築物災害予防計画」第4項「文化財災害予防対策」に準ずる。

## 第3節 地域の防災力の向上

第1項 自主防災体制の整備

第2項 防災知識の普及

第3項 防災訓練の実施

### 第1項 自主防災体制の整備

#### 《 基本方針 》

地震災害時においては、住民の自主的な初期防災活動が、災害の拡大を防止するために極めて重要である。よって市及び県は、住民等が迅速な行動がとれるよう、地域住民による自主防災体制の育成に努める。

- (1) 住民等は、大規模災害時に防災行政機関の活動が遅滞するような事態に対し、被害の防止・軽減を図るため、「自分の命は自分で守る」、「自分たちの地域は自分たちで守る」をスローガンに、個人・家庭、地域、自主防災組織が平常時及び災害発生時のそれぞれの役割を自覚し、備えを図る。
- (2) 市は、住民等の自主防災意識の向上と自主防災体制の育成に努める

#### 《 計画目標 》

#### 1. 自主防災体制の整備

大規模な地震発生時における対策は、本項の定める他、一般災害対策編 第2章 第17節「自主防災組織整備計画」に準ずる。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

- (1) 市の措置
  - 1) 市は、自主防災組織の育成、強化を図る。このため、組織の核となるリーダーに対して研修を実施するなどにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促す。
  - 2) 市は、平常時には自主防災組織の研修、訓練の場となり、災害時においては、避難、備蓄等の機能を有する活動の拠点となる施設の整備、また消火、救助、救護のための資機材の充実を図る。
  - 3) 市は、災害時において、自主防災組織の活動が的確に行えるよう、災害に関する情報の伝達、協力要請、活動指導等について必要な措置を講じる。
- (2) 消防団、自主防災組織の育成強化
  - 1) 消防団の育成強化

地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設や装備の充実、青年層・女性層の団員の参加促進等を含めた消防団の活性化を促進し、その育成を図る。
  - 2) 地域の自主防災組織の育成強化

震災時の地域防災の推進を図るため、次のような組織づくりを推進する。

    - ア. 自主防災組織の組織づくり

- a. 組織の核となるリーダーに対して研修を実施する等、組織活動や訓練の実施を促し、継続的な組織運営と組織体制の充実に努める。
- b. 行政区ごとの自治組織を自主防災組織として育成することを基本とした組織づくりを推進する。
- c. 自治組織に市内活動の一環として防災活動を組み入れ、自主防災・防犯会としての自主防災組織を育成する。
- d. 自主防災・防犯会の防災活動を充実育成する。
- e. 地域で活動している様々な組織を活用する。

《個人・家庭、地域、自主防災組織等の役割項目（例）》

自主防災体制	平常時	警戒・発災時
個人家庭	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各個人の日常生活圏の危険性の点検</li> <li>○家屋や塀の耐震強化措置</li> <li>○家具の転倒落下防止措置</li> <li>○出火防止体制の整備               <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震消化装置付器具の使用と作動状況の点検</li> <li>・安全な火気使用環境の確保</li> </ul> </li> <li>○初期消火体制の整備               <ul style="list-style-type: none"> <li>・初期消火器具の確保と使用訓練</li> </ul> </li> <li>○避難場所・ルートの確認と安全性のチェック</li> <li>○救出用資機材の保管</li> <li>○必要な物資の備蓄</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○緊急地震速報・注意報等の防災情報の自主的収集</li> <li>○出火防止</li> <li>○初期消火</li> <li>○家族の安否確認（電話は使用しない。伝言ダイヤルの活用）及び保護</li> <li>○要援護者の支援</li> </ul>
隣近所	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者等災害時要援護者の支援対策の話し合い</li> <li>○近所の災害環境の共同監視</li> <li>○救出用資機材の共同管理</li> <li>○要援護者の日頃の見守り活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○隣近所の生き埋め者の救出活動、負傷者搬送</li> <li>○隣近所の出火防止措置               <ul style="list-style-type: none"> <li>・隣近所の家庭にガス元栓閉栓よびかけ</li> <li>・高齢者世帯等の出火防止措置</li> </ul> </li> <li>○初期消火活動への従事</li> <li>○近所の災害時要援護者の安否確認</li> <li>○災害時要援護者の救出・避難誘導</li> <li>○危険情報の伝達</li> </ul>
自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>○家庭、隣近所への防災対策の呼掛けと推進（特に、出火防止措置と家具等の転倒落下防止措置の推進）</li> <li>○危険箇所の点検・除去</li> <li>○避難場所・ルートの確認と安全性のチェック</li> <li>○救出用資機材（防災資機材）の管理</li> <li>○防災知識の普及</li> <li>○各種防災訓練の実施及び参加</li> <li>○要援護者支援登録制度の周知及び支援者の刷りだし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○救出活動の喚起（救出協力者を募る）</li> <li>○出火防止措置の喚起</li> <li>○初期消火活動の応援</li> <li>○近所の災害時要援護者の安否確認の喚起</li> <li>○災害時要援護者の救出・避難誘導・搬送</li> <li>○避難所の開設・管理運営</li> <li>○給食・給水</li> <li>○救助物資の分配に関する協力</li> </ul>

## 第2項 防災知識の普及

### 《 基本方針 》

市、自主防災組織及び防災関係機関は、住民の防災意識・知識の向上を図るため、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、震災時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知させるとともに、家庭での予防・安全対策、地震発生時に取るべき行動、避難所での行動等防災知識の普及、啓蒙を図る。

### 《 計画目標 》

#### 1. 防災知識普及計画

職員に対する防災教育については、一般災害対策編 第2章 第18節「防災知識普及計画」第1項「防災知識普及計画」に準ずる。

#### 2. 職員に対する防災教育

職員に対する防災教育については、一般災害対策編 第2章 第18節「防災知識普及計画」第2項「職員に対する防災教育」に準ずる。

#### 3. 一般住民に対する防災知識の普及

大規模な地震発生時における対策は、本項の定める他、一般災害対策編 第2章 第18節「防災知識普及計画」第3項「一般住民に対する防災知識の普及」に準ずる。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

##### (1) 普及の方法

住民のライフステージごとに必要とされる防災教育内容を、適当な方法により普及等を図る。

#### 4. 学校における防災知識普及

学校における防災知識普及については、一般災害対策編 第2章 第18節「防災知識普及計画」第3項「一般住民に対する防災知識の普及」及び「学校防災マニュアル」に準ずる。

#### 5. 防災意識調査

防災意識調査については、一般災害対策編 第2章 第18節「防災知識普及計画」第5項「防災意識調査」に準ずる。

#### 6. 防災相談

防災相談については、一般災害対策編 第2章 第18節「防災知識普及計画」第6項「防災相談」に準ずる。

### 第3項 防災訓練の実施

#### 《 基本方針 》

地域防災計画、防災業務計画等の習熟、関係機関の連携体制の強化及び住民の防災思想の高揚を図ることを目的に、関係機関の参加と住民その他関係団体の協力を得て、各種災害に関する訓練を実施するものとする。

#### 《 計画目標 》

##### 1. 総合防災訓練

総合防災訓練については、一般災害対策編 第2章 第19節「訓練計画」第1項「総合防災訓練」に準ずる。

##### 2. 各種訓練

###### (1) 被災建築物応急危険度判定訓練

市は、建築関係団体等の協力のもと、実際の応急危険度判定の実施に備えるとともに、応急危険度判定体制の整備を図るため、連絡訓練等を実施する。

上記以外の項目については、一般災害対策編 第2章 第19節「訓練計画」第1項「総合防災訓練」に準ずる。

## 第4節 効果的な応急活動のための事前対策

第1項 災害応急体制の整備

第2項 情報管理体制の整備

第3項 広報・広聴体制の整備

第4項 二次災害防止体制の整備

第5項 救出救助体制の整備

第6項 避難活動体制の整備

第7項 交通・輸送体制の整備

第8項 医療救護体制の整備

第9項 災害時要援護者安全確保体制の整備

第10項 災害ボランティアの活動環境等の整備

第11項 食糧、飲料水及び生活必需品等の調達、供給体制の整備

第12項 住宅の確保体制の整備

第13項 ごみ・し尿・がれきの処理体制の整備

第14項 保健衛生・防疫体制の整備

### 第1項 災害応急体制の整備

#### 《 基本方針 》

非常参集体制の整備、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討する。また、被災等により職員の動員が困難な場合を想定し、災害応急対策が実施できるよう参集訓練等の実施に努める。

さらに、必要に応じた応急対策活動のためのマニュアルを作成し、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の機関等との連携体制の確立を推進する。

《 計画目標 》

### 1. 防災中枢機能等の確保・充実

震災後に避難場所となる施設や災害応急対策活動等のベースキャンプとなる施設を中心に、平常時から防災知識の普及啓発、地域防災リーダー等の教育、訓練、防災資機材や物資備蓄等の整備、拡充を推進する。

### 2. 防災拠点施設の確保・充実

市（消防機関）は、災害時に地域における災害対策活動の拠点となる施設の整備に努める。その際、施設の耐震・耐火対策並びに災害時に必要となる物資等の備蓄に配慮する。

また、当該施設については、平常時、自主防災組織等の防災教育・訓練等に活用できるよう配慮する。

### 3. 災害対策本部体制の整備

市及び防災関係機関は、発災段階あるいは警戒段階において、効果的に災害に対応するため、災害対策本部体制等の整備を図る。

#### (1) 防災活動体制の整備

災害発生時に速やかに対処するため、平常時から応急対策等に必要な防災体制、防災施設や設備の使用を含め、事前に各種体制の確立に努める。

#### (2) 初動体制の整備

防災関係機関は、それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。その際、交通の途絶、職員または職員の家族等の被災等により職員の動員が困難な場合を想定し、災害応急対策が実施できるよう参集訓練等の実施に努める。

#### (3) 初動体制の確立

参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集職員の職場近傍での宿舍の確保、携帯電話等参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討する。

#### (4) 職員の動員配備対策の充実

地震災害発生の初動期において、速やかに職務に従事、専念できる体制を整えるため、次の対策を推進する。また業務継続計画書の策定整備をおこない、それに基づいた拠点動員配備をおこなう。

##### 1) 家庭における安全確保

対策職員が自己の職務に専念できることを可能にするため、職員はもちろん家庭にも防災対策を徹底し、被害を最小限にとどめるように努める。

##### 2) 災害対策職員用通信手段の確保

市災対本部との連絡体制を確立するため、携帯電話等の通信手段等の拡充を検討していく。

##### 3) 災害対応初動マニュアルの作成

誰もが手際よく災害対策本部の対応行動ができるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含むマニュアル等については必要に応じ見直しを行い、職員の習熟に努める。

#### (5) 登庁までの協議体制の整備

市及び県は、勤務時間外に地震が発生した場合、本部長等の登庁を待つことなく、必要な意思決定を行う必要がある。そのため、迅速・確実な連絡が可能なように本部長等幹部職員に携帯電話（災害時優先電話仕様）の配備を推進する。

#### (6) 災害対策本部室等の整備

市、県及び関係機関は、業務継続計画書及び以下の点に留意して災害対策本部室等の整備を行う。

- 1) 災害対策本部の代替施設  
大規模地震により本庁舎内に災害対策本部設置が不可能となった場合に、災害対策本部機能を代替する施設。
- 2) 耐震性を備えた自家発電機
- 3) 災害対策本部室・事務局室の確保・配置方法、電話の余裕回線の確保
- 4) 災害対策本部等防災基幹施設の通信、電力等の優先復旧体制
- 5) 応急対策用地図

#### 4. 応援協力体制の整備

大規模災害時における応急対策をより迅速・的確に実施するためには、広域的な支援・協力体制が不可欠であることから、各関係機関において相互応援の協定を締結する等、平常時より体制を整備しておくものとする。

##### (1) 市町村間の相互協力体制の整備

市町村間の相互協力体制の整備については、一般災害対策編 第2章 第15節「広域応援体制整備計画」第1項「市町村間の相互協力体制の整備」に準ずる。

##### (2) 市と自衛隊との連携体制

市と自衛隊との連携体制については、一般災害対策編 第2章 第15節「広域応援体制整備計画」第2項「県、市と自衛隊との連携体制」に準ずる。

##### (3) 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、市、県及び防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関の相互協定を締結する等、平常時より連携を強化しておく。

また、市及び県等は、食糧、水、生活必需品、医薬品、血液製剤及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設の相互利用等に関する応援体制の充実に努める。

#### 5. 救急救助体制の整備

##### (1) 救急救助体制の充実

医療機関への迅速な搬送体制を確立するとともに、救命、救助装備を拡充する等、円滑な救急及び救助体制の充実に推進する。

- 1) 救急・救助体制の充実
- 2) 初動医療体制の確立
- 3) 医療支援体制の確立
- 4) 災害医療情報通信ネットワークの整備

##### (2) 緊急輸送活動体制の充実

災害発生時の緊急輸送活動のために多重化や代替性を考慮しつつ、確保すべき緊急輸送活動体制の整備について検討する。

##### 1) 交通ネットワークの整備

- ア. 骨格的な幹線道路の整備については、一般災害対策編 第2章 第10節 「交通施設災害予防計画」第1項「道路整備計画」に準ずる。
- イ. 緊急輸送拠点と緊急輸送路の確保については、一般災害対策編 第2章 第10節 「交通施設災害予防計画」第1項「道路整備計画」に準ずる。
- ウ. 防災上重要な道路改良の実施については、一般災害対策編 第2章 第10節 「交通施設災害予防計画」第1項「道路整備計画」に準ずる。
- エ. 橋梁等の安全対策の実施については、一般災害対策編 第2章 第10節 「交通施設災害

予防計画」第1項「道路整備計画」に準ずる。

オ. 鉄道施設の改良強化については、一般災害対策編 第2章 第10節 「交通施設災害予防計画」第4項「鉄道施設」に準ずる。

カ. 災害時用臨時ヘリポートの整備については、一般災害対策編 第2章 第11節 「交通施設災害予防計画」第3項「災害時臨時ヘリポートの整備」に準ずる。

## 2) 輸送対策

### ア. 陸上輸送の整備

車両の活用、物資調達業者または民間運送業者への輸送協力要請

### イ. 航空輸送の整備

災害の状況により自衛隊等への航空輸送の検討

## 6. 災害救助法等の運用体制の整備

### (1) 災害救助法等への習熟

#### 1) 趣旨

大規模災害の場合は、通常、災害救助法が適用されるが、その運用に際し混乱を生じることのないよう、担当者は、日頃から災害救助法等を習熟しておくとともに、マニュアルを整備しておく。

#### 2) 災害救助法等の運用への習熟

##### ア. 災害救助法運用要領への習熟

市及び県は、災害救助法に基づく災害救助の基準や運用要領に習熟し、それに対応した体制を整備する。

##### イ. 災害救助実務

研修会等担当者は、自己研鑽等により、県が行う災害救助法実務研修会に充分習熟しておく。

##### ウ. 必要資料の整備

市及び県は、「災害救助の実務」（厚生労働監修）、県細則等、災害救助法運用に際して必要となる資料を整備しておく。

#### 3) 運用マニュアルの整備

市は、災害救助法等の適用申請から適用を受けた後の運用方法について、県の指導・支援を受け災害救助法の適用された事例を参考にし、わかりやすいマニュアルを作成する。

## 7. 装備資機材等の整備充実

装備資機材等の整備充実については、一般災害対策編 第2章 第11節 「交通施設災害予防計画」第4項「装備資機材等の整備充実」に準ずる。

## 8. 備蓄物資の整備

備蓄物資の性格に応じ、市、その他関係機関、住民、企業等との役割分担を考慮するとともに、他市町村等との応援協力関係をも勘案して具体的な物資の種類、数量、備蓄場所、備蓄方式等を定める。

備蓄物資の整備については、一般災害対策編 第2章 第12節「災害備蓄物資等整備計画」に準ずる。

## 第2項 情報管理体制の整備

《 計画目標 》

### 1. 地震観測体制の強化

市は、気象庁、文部科学省が行う地震動の観測体制と消防庁、県が行う計測震度計設置事業による地震動の観測体制との連携を図りつつ、的確な緊急対応ができるよう検討する。

### 2. 被害情報等の収集管理体制の整備

#### (1) 情報の収集連絡体制の整備

市は、地震による被害がその中枢機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、関係機関との連絡が相互に迅速かつ確実に伝えられるよう、情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集連絡体制の明確化等、体制の確立に努める。

またその際、夜間・休日等の場合においても対応できる体制の整備を図る。

#### (2) 初動期における人命危険関係情報の収集管理体制の整備

1) 初動期には、人命の安全確保を目的として、主に以下の情報を収集し、各種の意思決定に反映させることを必要とする。

ア. 要救出現場数

イ. 出火件数

ウ. 二次災害危険箇所（土砂災害危険、高圧ガス漏洩事故など）

2) 市及び関係機関は、上記情報を効果的に収集管理するために、以下の体制を整備する。

ア. 参集職員からの被害情報の集約体制の整備

イ. 住民等からの通報内容の分析と意思決定への反映体制の整備

ウ. 関係職員、関係機関間における情報の共有化体制の整備

### 3. 情報通信施設等の整備

市及び防災関係機関は、災害時の初動応急活動対策に係る情報通信の重要性を認識し、情報通信施設等資機材及び運用体制の整備強化を積極的に行う。

#### (1) 無線通信施設の整備

1) 市防災行政無線

市防災行政無線については、一般災害対策編 第2章 第11節「防災施設、資機材等の整備計画」第2項「情報通信施設等の整備」に準ずる。

2) 防災相互通信用無線の整備

防災相互通信用無線の整備については、一般災害対策編 第2章 第11節「防災施設、資機材等の整備計画」第2項「情報通信施設等の整備」に準ずる。

3) 県の無線通信設備

ア. 福岡県防災・行政情報通信ネットワーク（防災危機管理局）

福岡県防災・行政情報通信ネットワークは、県庁、市町村、消防本部及び県出先機関等の相互間における、地上系無線通信網と衛星通信網を併用した福岡県防災行政無線であり、途絶やふくそうが発生しにくい高い信頼性と、映像やデータの伝送・処理が可能な高度な機能を確保し、災害時等に効果的な運用が図れるよう、適切な維持管理を行う。

#### (2) 有線通信設備（災害時優先扱いの電話）の整備

有線通信設備（災害時優先扱いの電話）の整備については、一般災害対策編 第2章 第11節「防災施設、資機材等の整備計画」第2項「情報通信施設等の整備」に準ずる。

## (3) 各種防災情報システムの整備

各種防災情報システムの整備については、一般災害対策編 第2章 第11節「防災施設、資機材等の整備計画」第2項「情報通信施設等の整備」に準ずる。

### 第3項 広報・広聴体制の整備

## 《 基本方針 》

災害時における人命の安全と社会秩序の維持を図るため、住民に対して迅速かつ正確な広報を実施する。

## 《 計画目標 》

#### 1. 被災者への的確な情報伝達体制の整備

関係機関は、それぞれが定めた災害時の広報計画に基づき、関係機関との密接な連携協力のもと、円滑な広報にあたる。

(1) 放送事業者及びライフライン関係機関等は、発災後の経過に応じて被災者等に提供すべき情報について整理しておく。

(2) 市、県、放送事業者及びライフライン関係機関等は、地震に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図る。

#### (3) 関係機関の連絡体制の整備

広報活動及び広聴活動を行うにあたっては、他の関係機関との連携を図りながら実施することを必要とする。

上記以外の項目については、一般災害対策編 第2章 第11節「防災施設、資機材等の整備計画」第2項「情報通信施設等の整備」に準ずる。

### 第4項 二次災害防止体制の整備

## 《 基本方針 》

余震、豪雨等に伴う二次災害を防止する体制を整備するとともに、建築物の危険度、土砂災害危険箇所の危険度を応急的に判定する技術者の養成に努める。

また、二次災害の防止を図るために必要な資機材の備蓄を行う。

## 《 計画目標 》

#### 1. 震災消防体制の整備

##### (1) 消防施設等の耐震化

市は、初動及び活動体制を確保するため、消防庁舎の耐震化、消防待機宿舎の整備並びに消防機動力、無線通信情報システム及び個人装備等を推進する。

- (2) 消防水利の強化
  - 1) 市は、地震による火災に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。
  - 2) 市は、消防水利の不足または道路事情により、消防活動が困難な地域に対しては、消防水利の増設及び可搬式動力ポンプ等の整備を推進し、地域の消火体制の強化を図る。
- (3) 消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化
  - 平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。
- (4) 市町村相互の応援体制の強化
  - 市は、災害時における消防活動の万全を期するため、消防に関し協定を結び、相互に応援するように努める。
- (5) 火災予防査察の強化
  - 市は、消防法に規定する予防査察に際し、消防用設備等の耐震性の強化を指導する。
- (6) 一般家庭に対する啓発
  - 市は、一般家庭に対し地震発生時の火気器具の取り扱い、消火器の使用方法等について啓発を行い、震災時における火災の防止と消火の徹底を図る。
- (7) 震災消防体制の整備については、上記の他、一般災害対策編 第2章 第4節「火災予防計画」に準ずる。

## 2. 余震、降雨等に伴う二次災害の防止体制の整備

- (1) 水害・土砂災害・宅地災害防止体制の整備
  - 市及び県は、余震あるいは降雨等による二次的な水害・土砂災害・宅地災害等の危険個所の点検を行う地元在住の専門技術者（コンサルタント、県・市職員OBなど）の登録等を推進する。
- (2) 建築物応急危険度判定体制の整備
  - 市及び県は、被災した建築物等の余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全を確保することを目的とした被災建築物の応急危険度判定体制の整備を図るため、応急危険度判定士の登録の推進、被災時の判定連絡網の確保に努める。
- (3) 被災宅地危険度判定体制の整備
  - 市及び県は、被災した宅地の被害状況を迅速・的確に把握して、余震等による二次災害を軽減・防止し、住民の安全を確保する事を目的とした被災宅地の危険度判定体制の整備を図るため、判定士の登録の推進及び被災時の連絡支援体制の確保に努める。

## 第5項 救出救助体制の整備

### 《 基本方針 》

震災時においては、倒壊家屋の下敷き、崩壊土砂中に生き埋めとなった者等の人命の救出救助が優先されなければならない。そのため、平常時から救出救助体制について検討し、救出用資機材を整備しておく。

### 《 計画目標 》

#### 1. 救出救助体制の整備

##### (1) 住民及び自主防災組織における救出救助体制の検討

地震発生直後における家屋の倒壊による被災者の救出は、地域住民、自主防災組織に依拠すべき部分が極めて大きい。そのため、住民及び自主防災組織は、地震時における救出救助活動方法に習熟しておくとともに、必要な体制を検討しておく。

市は、住民及び自主防災組織が行うこれらの活動等を支援する。

##### (2) 消防機関における救出救助体制の整備

市及び消防機関は、地震時に円滑に救出救助体制が確立できるよう、平常時から救出隊の編成方法等救出救助体制の整備を行う。

#### 2. 救出用資機材の整備

市及び消防機関は、多数の発生が予想される救出事案に迅速・的確に対処するため、救出用資機材を計画的に整備する。また、重機等については建設業者の所有する機材を借り上げる等協力体制を整備する。

#### 3. 消防団、自主防災組織、住民の救出活動能力向上のための教育、指導

市及び消防機関は、多数の救出事案発生に対して重要な役割を期待される消防団、自主防災組織、住民に対し、救出救助活動を効果的に実施するための教育指導を推進する。

消防本部は、救助工作車、救急車、照明車等の車両及び担架ベッド、応急仮設テント、緊急電源装置等の応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

#### 4. 災害時要援護者に対する救出救護体制の整備

市は、一人暮らしの老人や身体の不自由な災害時要援護者に対する人命の安全確保を図るとともに、救護体制の充実を図る。

#### 5. 関係機関との連携体制の整備

市及び県は、医療行為を行う医療機関との一貫性ある救出救助体制を整備する。

## 第6項 避難活動体制の整備

### 《 基本方針 》

市は、災害時に住民等が安全・的確に避難行動・活動を行いうるよう、平常時から必要な体制を整備しておく。

### 《 計画目標 》

#### 1. 避難誘導体制の整備及び誘導方法への習熟

市は、一般災害対策編 第3章 第9節「避難計画」に示す活動方法・内容について習熟する。この場合、特に以下の点に留意する。

##### (1) 避難誘導計画の作成と訓練

市は、発災時の避難誘導に係る計画を作成し、訓練を行い、指定した避難所を日頃から住民への周知徹底に努める。また、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行う。

##### (2) 災害時要援護者に対する避難誘導体制の整備

市は、高齢者、障害者その他のいわゆる災害時要援護者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導体制の整備に努める。

#### 2. 避難場所・避難所の整備及び周知

##### (1) 避難場所・避難所等の住民への周知

阪神・淡路大震災では、地震後、自分の地域の避難場所・避難所を問い合わせる電話が市町村に殺到し、職員がその対応に追われたり、情報連絡に支障を来したといわれている。そのため、市は、避難場所・避難所等について平常時から以下の方法で周知徹底を図る。

- 1) 市の広報誌、HP
- 2) 案内板等の設置
  - ア. 誘導標識
  - イ. 避難場所・避難所案内図
  - ウ. 避難場所・避難所表示板（設置済）
- 3) 防災訓練
- 4) 防災啓発パンフレットの作成、配布

## 第7項 交通・輸送体制の整備

### 《 基本方針 》

災害発生時の緊急輸送活動のために多重化や代替性を考慮しつつ確保すべき緊急輸送活動体制の整備について検討する。

### 《 計画目標 》

#### 1. 緊急輸送体制の整備

##### (1) 輸送施設・輸送拠点の整備

市及び県は、緊急輸送道路ネットワーク計画を踏まえ、確保すべき輸送施設及び輸送拠点について把握する。

また、市、県及び関係機関は、緊急時における輸送の重要性にかんがみ、上記の輸送施設及び輸送拠点については、特に耐震性の確保に配慮する。

##### (2) 緊急輸送道路の啓開体制の整備

道路管理者は、発災後の緊急輸送道路での障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保を図るため、建設業者、団体との間であらかじめ協定を締結するなどして体制を整備しておく。

また、自衛隊の災害派遣への対応も円滑に行えるよう受入れ体制の整備に努める。

## 第8項 医療救護体制の整備

### 《 基本方針 》

市、県及び関係機関は、災害により医療機関の機能が停止し、または著しく不足若しくは混乱したため住民が医療の途を失った場合に、応急的に医療または助産を実施する体制を整備する。

市及び医療行為を行う医療機関等は、発災時における救助・救急・医療に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性にかんがみ、一貫性ある救出救助体制の整備、通信手段の確保等を図るものとする。

市は、負傷者が多数にのぼる場合を想定し、(社)筑紫医師会の協力のもと応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるものとする。また、地域の実情に応じて、災害時における拠点医療施設を選定する等、災害発生時における救急医療体制の充実に努める。また、あらかじめ、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡・連携体制の整備を図るとともに、その計画を作成するよう努める。

### 《 計画目標 》

##### (1) 緊急輸送道路の啓開体制の整備

市は、一般災害対策編 第3章 第14節「医療救護計画」に示す活動方法・内容について習熟する。

#### 2. 医療救護体制の整備

医療救護体制の整備については、一般災害対策編 第2章 第11節「防災施設、資機材等整備計画」第5項「医療救護体制の確立」に準ずる。

## 第9項 災害時要援護者安全確保体制の整備

### 《 基本方針 》

高齢者、乳幼児、傷病者、障害者、外国人等、若人や健常者等に比較すると災害に対応する能力が弱い者（以下「要援護者」という。）が災害発生時に犠牲になるケースが多く見受けられる。

このため、高齢化社会や国際化社会の急速な進展を迎え、要援護者を入所させている社会福祉施設等の管理者は、災害等からの要援護者の安全確保に一層努めるものとする。

### 《 計画目標 》

#### 1. 留意点

留意点については、一般災害対策編 第2章 第16節「災害時要援護者安全確保体制整備計画」に準ずる。

#### 2. 社会福祉施設、病院等の対策

##### (1) 組織体制の整備

組織体制の整備については、一般災害対策編 第2章 第16節「災害時要援護者安全確保体制整備計画」第2項「社会福祉施設、病院等の対策」に準ずる。

##### (2) 防災設備等の整備

防災設備等の整備については、一般災害対策編 第2章 第16節「災害時要援護者安全確保体制整備計画」第2項「社会福祉施設、病院等の対策」に準ずる。

##### (3) 災害時要援護者を考慮した防災基盤の整備

市及び県は、災害時要援護者自身の災害対応能力及び、社会福祉施設、介護老人保健施設、病院等の立地を考慮し、避難所及び避難路等の防災基盤の整備を図る。

#### 3. 在宅要援護者対策

##### (1) 組織体制の整備

組織体制の整備については、一般災害対策編 第2章 第16節「災害時要援護者安全確保体制整備計画」第3項「在宅要援護者対策」に準ずる。

##### (2) 防災設備等の整備

防災設備等の整備については、一般災害対策編 第2章 第16節「災害時要援護者安全確保体制整備計画」第3項「在宅要援護者対策」に準ずる。

##### (3) 災害時要援護者を考慮した防災基盤の整備

市及び県は、災害時要援護者自身の災害対応能力及び在宅要援護者の分布等を考慮し、避難地及び避難路等の防災基盤の整備を図る。

#### 4. 災害時要援護者への防災教育・訓練等の実施

##### (1) 災害時要援護者に対する防災教育・訓練の実施

災害時要援護者に対する防災教育・訓練の実施については、一般災害対策編 第2章 第16節「災害時要援護者安全確保体制整備計画」第4項「災害時要援護者への防災教育・訓練等の実施」に準ずる。

## (2) 外国人に対する防災教育・訓練の実施

外国人に対する防災教育・訓練の実施については、一般災害対策編 第2章 第16節「災害時要援護者安全確保体制整備計画」第4項「災害時要援護者への防災教育・訓練等の実施」に準ずる。

## 第10項 災害ボランティアの活動環境等の整備

### 《 基本方針 》

大規模な災害の発生に際しては、災害応急対策に多数の人員が必要となり、市、県等防災関係機関の職員だけでは、十分対応しきれないことも予想される。

このような状況において、被災者の多様なニーズにきめ細やかに対応するためには、ボランティアの参加・協力が不可欠であることから、平常時からボランティアや関係団体との連携を密にするとともに、受入体制の整備などボランティアの活動環境等の整備に努める。

### 《 計画目標 》

#### 1. 災害ボランティアの受入体制の整備

市は、一般災害対策編 第3章 第26節「ボランティア応急活動計画」に示す活動方法・内容について習熟する。

- (1) 市は防災計画において、社会福祉協議会及びボランティア団体と協議し、震災時の防災ボランティアの受入れに関する実施計画、ボランティアの受入体制の整備等（災害時における現地災害ボランティアセンター（現地受入窓口）や連絡体制）を定めるとともに、必要に応じ、センター運営マニュアルを作成するなど、ボランティアの円滑な受入れやその体制について検討する。

#### 2. 災害ボランティアリーダー・コーディネーターの育成・支援

- (1) 市は、講習会、防災訓練を通じて、それぞれの地域における災害ボランティアリーダー等の育成・支援に努める。
- (2) 社会福祉協議会は、災害ボランティアリーダー等の育成、活動マニュアルの作成など、災害ボランティアの育成・支援に努める。

## 第11項 食糧、飲料水及び生活必需品等の調達、供給体制の整備

### 《 基本方針 》

市及び県は、大規模な地震が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食糧、生活必需品、非常用電源その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておく。また、備蓄を行うにあたって、物資の性格に応じ、集中備蓄、または避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

### 《 計画目標 》

#### 1. 給水体制の整備

- (1) 震災時は、広範囲にわたる水道施設の破損や停電による浄水施設等の停止により水道水の汚染や断水が予想される。そのため、市及び水道事業者は、平常時から水道施設の耐震性強化、被災時の給水の確保や復旧のための体制について整備する。

上記以外の項目については、一般災害対策編 第2章 第11節「防災施設、資機材等整備計画」第6項「給水体制の確立」に準ずる。

#### 2. 食糧供給体制の整備

市、県及び関係機関は、災害により日常の食事に支障を生じた者等に対する炊き出しその他による食糧の供給体制を整備する。

- (1) 給食用施設・資機材の耐震化と整備
  - 1) 市は、避難所となる小・中学校等の給食用施設を有効に活用できるよう、給食施設の耐震化を図る。
  - 2) 市は、野外炊飯に備えて炊飯器具類を避難所等備蓄施設に整備する。
- (2) 自主的な備蓄意識、相互協力意識の向上
  - 1) 住民等に対し、2～3日分の食糧、生活必需品等の自主的確保を指導する。
  - 2) 在宅の災害時要援護者への地域住民による食糧配送等、地域住民相互の協力意識を醸成する。

上記以外の項目については、一般災害対策編 第2章 第12節「災害備蓄物資等整備計画」第1項「備蓄物資の整備」に準ずる。

#### 3. 生活必需品等供給体制の整備

生活必需品等供給体制の整備については、一般災害対策編 第2章 第12節「災害備蓄物資等整備計画」第1項「備蓄物資の整備」に準ずる。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

- (1) 生活物資の備蓄

被害想定等を考慮して、備蓄計画を作成する。なお、この場合、生活物資の不足による影響が特に懸念される高齢者や乳幼児等の災害時要援護者を重視する。
- (2) 在宅の災害時要援護者への地域住民による生活物資の配送等、地域住民相互の協力意識を醸成する。

## 第12項 住宅の確保体制の整備

### 《 基本方針 》

被災者に対して応急仮設住宅等の住宅が迅速に提供されるよう、あらかじめ必要な体制を整備しておくものとする。

### 《 計画目標 》

#### 1. 空家住宅の確保体制の整備

公営住宅の空家状況を把握し、震災時における被災者への迅速な提供に努める。

#### 2. 応急仮設住宅の供給体制等の整備

- (1) 市は、応急仮設住宅の建設可能な用地をあらかじめ把握するなど、供給体制の整備に努める。
- (2) プレハブ建築協会や企業等と連携を図りつつ応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握する等、あらかじめ調達・供給体制を整備しておく。  
また、災害に対する安全性に配慮しつつ応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握する等、あらかじめ供給体制を整備しておく。

## 第13項 ごみ・し尿・がれきの処理体制の整備

### 《 基本方針 》

災害により一時的に大量に発生した生活ごみ及び粗大ごみ（以下、「ごみ」という。）、し尿、震災による建物の消失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等（以下、「がれき」という。）を適正に処理する体制を整備する。

### 《 計画目標 》

#### 1. ごみ処理体制の整備

- (1) ごみ処理要領への習熟と体制の整備  
市は、一般災害対策編 第3章 第20節「防疫、清掃、食品衛生監視計画」第2項「清掃対策」に示されたごみ処理活動の要領・内容に習熟するとともに、必要な体制を整備する。
- (2) ごみの仮置場の選定  
災害時におけるごみの仮置場の選定を行う。選定の基準は次のとおりとする。
  - 1) 他の応急対策活動に支障のないこと。
  - 2) 境衛生に支障がないこと。
  - 3) 搬入に便利なこと。
  - 4) 分別、焼却、最終処分を考慮した場合に便利なこと。

#### 2. し尿処理体制の整備

- (1) し尿処理要領への習熟と体制の整備  
市は、一般災害対策編 第3章 第20節「防疫、清掃、食品衛生監視計画」第2項「清掃対策」に示されたし尿処理活動の要領・内容に習熟するとともに、必要な体制を整備する。
- (2) 素掘用資材の整備  
市は、災害用仮設トイレの整備と並行して、素掘用資材の整備を推進するため素掘用仮設

トイレの仕様の作成、資材の種類、数量の把握、消毒方法の検討を行う。

(3) し尿処理施設の整備

市は、し尿処理施設・汚水処理施設・汚水管の耐震性を診断し、補強等を行う。

なお、現在国土交通省で策定した「下水道耐震診断指針」に基づき、下水道台帳の整備、本格的な下水道施設の耐震診断を進める。

### 3. がれき処理体制の整備

(1) がれきの処理要領への習熟と体制の整備

一般災害対策編 第3章 第20節「防疫、清掃、食品衛生監視計画」第2項「清掃対策」に示されたごみ処理活動の要領・内容に習熟するとともに、必要な体制を整備する。

(2) がれきの仮置場の選定

短期間でのがれきの焼却処分、最終処分が困難な場合を想定し、以下の点に留意して、がれきの仮置場の候補地をあらかじめ選定しておく。

- 1) 他の応急対策活動に支障のないこと。
- 2) 環境衛生に支障がないこと。
- 3) 搬入に便利なこと。
- 4) 分別、焼却、最終処分を考慮した場合に便利なこと。

(3) 応援協力体制の整備

市は、がれき処理の応援を求める相手方（建設業者、各種団体）については、あらかじめその応援能力について十分調査し、処理計画の中に組入れるとともに、協定書の締結等体制を整えておく。

## 第14項 保健衛生・防疫体制の整備

### 《 基本方針 》

災害の被災地域においては、衛生条件が極度に悪く、感染症等の疾病の発生が多分に予想されるので、これを防止するための保健衛生・防疫体制を整備する。

### 《 計画目標 》

#### 1. 保健衛生・防疫活動要領への習熟

一般災害対策編 第3章 第20節「防疫、清掃、食品衛生監視計画」第1項「防疫対策」に示す活動方法・内容に習熟する。

#### 2. 防疫用薬剤及び器具の備蓄

消毒剤、消毒散布用器械、運搬器具等について、災害時の緊急の調達に困難が予想されるものについては、平常時から確保に努める。

#### 3. 学校における環境衛生の確保

校長は、保健室常備の救急用器材、薬品の確保及び井戸の汚染防止等に必要な処置を施す。

また、児童及び生徒に対し常に災害時における衛生について、十分周知せしめるよう指導する。